

年 月 日

障全協
2014
請願署名

障害者権利条約の批准を踏まえ

障害児・者の介護・福祉・医療 制度の抜本改正を求める請願

衆議院議長

参議院議長

請願団体 障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会

東京都新宿区大久保1-1-2 富士ビル4F

TEL03-3207-5937 FAX03-3207-5938

請願人 住所

氏名

印

紹介議員

請願趣旨

2013年12月4日、第185回臨時国会において「障害者の権利に関する条約」（国連・障害者権利条約）の批准が承認され、2014年2月19日に国内法として発効されました。このことによって、わが国政府は、条約に拘束され、締約国としての責任が課せられることとなります。条約は、憲法と一般法の間に位置づけられ、それゆえに条約との整合性をもたせるための法改正が求められます。

私たちは、権利実現のための法改正にあたり、現行の障害児・者のための介護・福祉・医療サービスにおける諸問題の抜本改正をもとめます。とりわけ、障害福祉サービスを利用してきた障害者が65歳になった途端に介護保険サービスに移行させられる問題（障害者総合支援法第7条：介護保険優先原則）や、小児慢性特定疾患で医療費助成を受けていた患者が20歳に達した時点で支援が途絶えてしまう問題、自治体医療費助成制度において65歳過ぎてからの手帳交付者は対象除外される問題など、年齢によるサービス利用の区分・格差の不合理な問題が障害者・家族を混乱させ、権利侵害の深刻な実態をつくりだしてきています。また、サービス利用における負担問題、とりわけ住民税非課税世帯からの利用料徴収はサービス利用の抑制や断念といった、あってはならない問題となって障害児者・家族の生きる権利を侵害してきています。

私たちは、こうした問題を解決し、真に障害児・者、家族が安心して暮らせる、「権利としての障害者施策」の実現を求めて、以下の項目を早急に実施していただくよう請願致します。

私たちの願いを国会へ

請願項目

1. 年齢による介護・福祉・医療サービスの利用格差をなくすために、障害児から高齢障害者までの切れ目のない総合的な福祉・医療制度を創設してください。
2. 当面、障害者総合支援法の第7条（介護保険優先原則）を廃止し、介護保険・自立支援給付のどちらかを障害者本人が選択できるようにしてください。
3. 介護保険制度における保険料負担を大幅に軽減するとともに、利用料負担はなくしてください。当面、障害者総合支援法と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収はやめてください。
4. 「自立支援医療」の住民税非課税世帯の無料化を早急に実施してください。また、障害児者のサービス利用における親・子・きょうだい・配偶者からの利用料徴収をやめてください。

この署名は、国会に提出する以外に使用しません。

氏名	住所

障害者・家族の生活と権利を守る
国会請願署名にご協力ください。

募金
円
円
円
円
円

障全協

(障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会)

連絡先 TEL.03-3207-5937 / FAX.03-3207-5938

メール .shozenkyo@shogaisha.jp